

令和7年度 川崎市就労準備支援事業業務委託募集要項

1 事業の趣旨・目的

川崎市就労準備支援事業は、心身の不調や就労経験の不足、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているなどの就労阻害要因により、直ちに就労することが困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対して、定時通所や身だしなみに関する助言による生活習慣の改善や、グループワークや交流プログラムによる社会性の向上、職場見学、ボランティア活動及びジョブトレーニングの機会の提供による就労意欲の喚起により、就労阻害要因を軽減するとともに、一般就労に向けた基礎能力を整えるための支援を実施し、就職活動を開始することができるようになることを目的として実施しています。

事業の実施にあたり、受注者は福祉事務所（市内7か所）及び自立相談支援機関（以下「福祉事務所等」と言います。）のほか、川崎市就労支援事業（川崎市総合就職サポート事業）及び川崎市若者生活・就労自立支援事業の受注者その他関係機関と連携し、支援対象者に対する切れ目のない支援の実施に努めるものとします。

令和6年度の事業実施にあたり、適切な運営が確保できると認められる法人に委託して実施するため、次のとおり公募型プロポーザル方式で受託法人の選考を行います。

2 公募に関する事項

（1）業務の名称

川崎市就労準備支援事業業務委託

（2）業務内容

川崎市就労準備支援事業実施要綱及び川崎市就労準備支援事業業務委託仕様書（案）に基づく川崎市就労準備支援事業の実施

（3）契約予定期間

契約締結日から令和8年3月31日

（4）業務委託上限額

25,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（内訳）16,893,000円（生活保護受給者就労準備支援事業分）

8,307,000円（生活困窮者就労準備支援事業分）

（5）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（6）担当部署（問い合わせ先・書類送付先）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室 自立支援担当・生活困窮者支援担当

電子メール 40hogo@city.kawasaki.jp

電話 044-200-3571・044-200-0309 / FAX 044-200-3929

（7）提案資格

次に掲げる要件の全てを満たし、本事業を的確に遂行する能力を有する者とします。

なお、共同企業体で応募する場合には、提案資格を満たす法人で構成されていることを要します。

ア 法人格を有すること。

イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

エ 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99 その他業務」種目「99 その他」で登録が予定されている者であること。ただし、受託の決定にあたっては実際に登録されていることを要します。

オ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有さない者であること。

カ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。

キ 法人又はその代表者が市税を滞納していないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（8）公募スケジュール

令和7年1月 7日（火）	公募の告知
令和7年1月10日（金）正午	質問書の受付期限
令和7年1月17日（金）	参加意向申出書の提出締切
令和7年1月28日（火）正午	企画提案書の受付期限
令和7年2月17日（月）午前	委託法人選考委員会
令和7年3月上旬	選考結果通知
令和7年4月1日（火）	契約締結

（9）企画提案に関する質問

ア 質問方法

質問書（別紙4）を電子メールで送信してください。

※送信後に担当部署に到達したことを確認してください。

イ 受付期限

令和7年1月10日（金）正午必着

ウ 回答方法

川崎市ホームページ（本委託業務の募集ページ）に掲載します。

（10）参加意向申出

ア 提出書類

① 参加意向申出書（別紙1）

② 誓約書（別紙2）

イ 提出方法

郵送または電子メールで提出してください。

※郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で、(6)の書類送付先にお送りください。

※電子メールで提出する場合は、代表者印の押印のあるもののスキャンデータを送信し、送信後に担当部署に到達したことを確認してください。また、原本を後日郵送してください。

ウ 提出期限

令和7年1月17日(金)必着

エ 参加資格確認通知

提出書類により資格要件に関する審査を行い、参加資格確認通知を電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

(11) 企画提案書の提出

ア 提出書類【PDF データで提出】

下記の①から⑤までの全てを1ファイルのPDF形式で提出してください。

※選考委員会での企画提案は、御提出いただいた企画提案書をモニターに映写してプレゼンテーションを行っていただきます。映写は川崎市のPCで行いますので、持参していただく必要はありません。

① 企画提案書(任意様式)

A4横版・横書きとし、表紙・目次を除き20頁以内で作成してください。

概念図やフロー図などを活用し、わかりやすい表現となるよう留意してください。

「3 企画提案に関する事項」の順に沿って提案内容を記載してください。

② 概算見積書(自由形式)

事業全体の見積書と生活保護受給者分及び生活困窮者分の内訳を提出してください。

③ 提案者概要

④ 業務実施体制(組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載)

⑤ 類似業務の実績(他自治体での実績を含む。)

イ 提出方法

電子メールで提出してください。法人の規定で電子メールでの提出が難しい場合は、市のオンラインストレージを利用可能ですので、事前に御相談ください。

送信先アドレス: 40hogo@city.kawasaki.jp

ウ 提出期限

令和7年1月28日(火)正午必着

3 企画提案に関する事項

川崎市就労準備支援事業業務委託仕様書(案)を基に、次の各号について提案してください。なお、提案内容については、必要と認められる範囲で仕様書に反映し、運営業務の中で取り組んでいただきます。

(1) 実施場所について【10点】

- ・市内の生活保護受給者及び生活困窮者が通いやすく、利用者への支援を行うために十分な広さがあり、必要な設備が整った実施場所を確保し、提案してください。
- ・利用者にとって快適で、集中して受講することができる環境の整備について、提案してください。
- ・新型コロナウイルスの感染防止など利用者及び従事者の安全を確保する措置について示してください。
- ・本事業には様々な課題を抱えた利用者が参加して集合型の研修を実施することから、実施場所では利用者の個別の課題に応じた配慮が必要となります。例えば、長期にわたって社会との繋がりが希薄となっていた利用者は、すぐに集団での活動に参加できない場合があると考えられます。その視点で、実施場所について、個別に配慮する事項や工夫について示してください。
- ・本事業の対象者は生活保護受給者と生活困窮者であることから、支援の実施にあたり外部からのプライバシー確保が望まれますが、どのような対策を取るか示してください。
- ・過去３年度の本事業の利用者の居住区は下表のとおりとなっています。全市を対象にした事業であることから、幅広い地域からの利用があることが求められますが、居住地域に関わらず支援対象者が参加機会を得られるようにするための方策を示してください。

【令和４年度～令和６年度の参加者（生活保護受給者・生活困窮者の合計）】

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
令和４年度	２５名	２０名	１１名	１７名	７名	１１名	５名	９６名
令和５年度	４１名	８名	１６名	２９名	５名	１１名	１０名	１２０名
令和６年度	１７名	１２名	７名	８名	４名	９名	２名	５９名

※令和６年度は令和６年１１月末時点

（２）業務内容について【６０点】

ア 利用者受け入れの促進に向けた取組について（１０点）

本事業の対象者は、社会参加や就労に向けた意欲が低下している場合も多いことから、研修プログラムへの参加に繋げるための工夫が必要となると考えられます。仕様書（案）で挙げている福祉事務所等での事業説明や出張講座、短期の就労体験プログラム及び体験利用の受け入れの実施方法及び内容を示した上で、それ以外に利用促進のために取り組む事項があれば提案してください。また、研修プログラムによる支援を受ける状態に達しない者に対する支援について、想定している手法などがあれば提案してください。

イ 個別支援計画（就労準備支援プログラム）の作成と評価について（５点）

本事業における研修プログラムを通して、利用者が就労に向けて課題を克服できている場合もあれば、阻害要因が明確となり直ちに就労することは困難と見きわめがつく場合もあると考えられます。いずれの場合も、受注者と福祉事務所等の間で利用者の状況を的確に情報共有するために、利用者の個別支援計画の作成と、計画に基づく評価は重要となります。仕様書（案）では、個別支援計画や評価の作成と福祉事務所等への報告等について

規定していますが、具体的な計画作成・評価の時期・手法と福祉事務所等への報告の実施方法について、提案してください。また、計画及び評価それぞれの様式（案）を示してください。様式（案）については、2（11）ア①に定めるページ数に含まないものとしします。

ウ 研修プログラムの実施について（15点）

- ・事業の趣旨・目的を踏まえ、仕様書（案）で挙げている「日常生活自立に関する支援」「社会生活自立支援」「就労自立に関する支援」「心理的な支援」「その他必要な支援」について、それぞれ提案者としての基本的な考え方と具体的な支援内容を示してください。また、同様の事業で、これまでに取り組んだ事例があれば示してください（他自治体での事例を含む）。
- ・年間の研修プログラムのスケジュールについて、対象者が参加しやすく、効果的な研修となるよう設定して示してください。年間数回に分けてプログラムを実施する場合は、期別のプログラムのスケジュールも示してください。
- ・体調や意欲の低下により研修期間中に利用が困難となった利用者が、継続的に利用できるようにするための取り組みについて示してください。
- ・プログラムの中で利用希望者がいた場合にスムーズに受け入れる仕組みなど、利用者を随時に受け入れるための工夫について示してください。
- ・福祉事務所等までは来られるが実施場所まで行くのは困難な人などについて、支援の手法として考えられることがあれば提案してください。

エ 就労体験や職場見学の実施（15点）

- ・本事業の利用者は就労経験が少ないか、未就労の期間が長期にわたっていることが多いため、就労体験及び職場見学（以下「就労体験等」と言います。）の取組が重要となります。この取組について、提案者としての基本的な考え方と具体的な方法を示してください。また、同様の事業で、これまでに取り組んだ事例があれば示してください（他自治体での事例を含む）。
- ・就労体験等の実施にあたっては、地域の企業や店舗（以下「協力企業」と言います。）との連携により、就労後の業務のイメージを具体的に持つことができるよう支援することが、利用者の自立に向けて効果的だと考えます。この観点から、就労体験等の実施手法等について提案してください。提案者が本事業を受託した場合に、この取組に協力していただけの協力企業数について、業種別に示してください。
- ・本事業の利用者は複数回の就労体験等が必要になることが多くあると考えられます。そうした利用者の意欲を喚起するために、多様な業種の協力企業を新規開拓して、新鮮な内容の就労体験等を提供していくことが必要になると考えています。そのため、新規開拓の目標数と、目標を達成するために取り組む事項を示してください。
- ・協力企業の職場で実際に業務を体験する就労体験は、利用者が就労に向けた意識を高めたり、自身の課題を認識する貴重な機会になると考えられます。この点について、提案者として考える取組や、同様の事業で、これまでに取り組んだ事例があれば示してください（他自治体での事例を含む）。また、利用者の参加意欲を高めるためのインセンティブと

して、就労体験の際に工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは有効であると考えられます。この点について、提案者としての考え方を示してください。

・上記の取組にあたって、協力企業に利用者の特性を理解してもらうとともに、終了後に適切なフィードバックを利用者が受けられるようにするために、協力企業との連携が重要になります。この点について、提案者として取り組む事項を示してください。

オ 福祉事務所等への報告（５点）

・福祉事務所等が本事業を利用した後の支援を効果的に行うために、利用者の変化や課題の見立て等について、適切な報告が必要となります。報告の方法や頻度等について、提案者の考え方を示してください。

カ 各種就労支援事業との連携（５点）

・利用者の自立に向けて、福祉事務所等に加え、川崎市就労支援事業（川崎市総合就職サポート事業）及び川崎市若者就労・生活自立支援事業の受注者やその他の支援機関との連携により切れ目のない支援を行うことが効果的と考えますが、この点について、提案者の考え方を示してください。

キ 支援目標と達成度の報告（５点）

本事業の趣旨・目的を踏まえた上で、次の点について目標値と目標設定の根拠（類似事業の実績等）を示してください。

（ア）プログラム参加者数

※研修プログラムへの導入のために実施する短期プログラム等のみへの参加者数は含まないものとします。

（イ）プログラム修了者数

※プログラム修了の基準（出席率、達成水準など）も示してください。

（ウ）就労体験等参加者数

（エ）就労支援への移行者数

※生活保護受給者については生活保護受給者就労自立促進事業（ハローワークと福祉事務所の連携による就労支援）及び川崎市総合就職サポート事業への移行人数の合計、生活困窮者については川崎市総合就職サポート事業への移行人数及び自立相談支援機関における就労支援開始人数とします。

（オ）就労開始者数

本市で考える最低限の達成水準は、下記のとおりとなります。この水準以上の目標数を提案してください。

- ・プログラム参加者数 年間３０名
- ・プログラム修了者数 年間２０名
- ・就労体験等参加者数 年間２０名
- ・就労支援事業への移行人数 年間１５名
- ・就労開始者数 年間５名

（３）事業の実施体制について【１５点】

- ・配置する職員の人数、資格、役割、経験、実績、得意分野等を示してください。
- ・職員の知識・能力・資質の向上の人材育成手法について示してください。
- ・福祉事務所等への事業周知や、福祉事務所等が支援対象者を選定するにあたっての助言や相談対応などについて、提案者として取り組む事項を示してください。

(4) その他【15点】

- (ア) 会社概要及び生活保護受給者や生活困窮者等に対する就労支援や就労準備支援の過去の実績（5年以内・他自治体からの受託実績を含む）を示してください。
- (イ) 事業者のコンプライアンスについての考え方と取組を示し、過去3年間に違反の事実があった場合には、その詳細と対策を示してください。また、安全管理について、危機管理体制、事故が生じた場合の対応手法、個人情報に関する管理手法、事案発生時の責任所在について示してください。
- (ウ) 経費の見積りについて、職員の人件費について示すとともに、執行体制とのバランスを考慮して示してください。

4 選考に関する事項

(1) 選考方法

- ア 提出された書類をもとに委託法人選考委員会を行い、その選考委員会の採点の最高得点事業者を受託予定者として選定します。なお、得点数は、選考委員5人の合計点で決定します。
- イ 上記において同点の場合は、経費見積額が低い事業者を受託予定者とします。
- ウ 上記においてもなお決しない場合は、選考委員の審議により決定します。
- エ 応募者が1者のみの場合は、基準点を満たした事業者を受託予定者とします。
- オ 審査結果は参加事業者へ書面にて通知します。

(2) 企画提案内容の評価基準

評価	優れている	やや 優れている	普通	やや 劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

※各項目の評価は5段階とし、配点に応じて一定割合を乗じます。

5 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- (2) 応募者が次の事由のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効となります。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加意向申出書及び企画提案書等に虚偽の記載がある場合
 - ウ 参加意向申出書及び企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- (3) 提出書類について内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。
- (4) 応募に要する費用は応募者の負担とします。
- (5) 提出された企画提案書は、川崎市公文書管理規則等の規定に基づき、一定期間保存します。なお、企画提案書について川崎市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、当該企画提案書を提出した事業者に対して、同条例第13条に基づき意見書の提出を求めた上で、開示する範囲を決定します。
- (6) 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（別紙3）を提出してください。
- (7) 本事業の契約には契約書の作成を要します。
- (8) 受託予定者決定の効果は、川崎市議会定例会における、本事業委託に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。